安全衛生 年間カレンダー(4月はじまり)

法律で決まった期限・届出/国の行事/統計の公表/法改正/委員会の議題の案を1枚に

印刷・社内配布 自由

法令の確認時点:2026年11月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
												
毎月・毎週	**毎月:安全委員会・衛生委員会(議事の記録は3年保存)/産業医の巡視/フォークリフト・クレーンの月次の自主検査　毎週:衛生管理者の巡視　(常時50人以上の事業場・該当する機械のある職場)**											
期限・届出	死傷病報告(休業4日未満)1～3月分 4月30日まで		労働保険の年度更新 6月1日～7月10日	死傷病報告(休業4日未満)4～6月分 7月31日まで 労働保険の年度更新 6月1日～7月10日			死傷病報告(休業4日未満)7～9月分 10月31日まで			死傷病報告(休業4日未満)10～12月分 1月31日まで		
時期を決めてやること(例)	年間の安全衛生計画を委員会で決める 新人の雇入れ時教育 熱中症の報告体制と手順を見直す	熱中症の報告体制と手順を見直す	定期健康診断	健診の結果報告		作業環境測定・特殊健診	ストレスチェック	ストレスチェックの結果報告 冬の転倒の点検(通路・駐車場・出入口)	冬の転倒の点検(通路・駐車場・出入口)	冬の転倒の点検(通路・駐車場・出入口)	冬の転倒の点検(通路・駐車場・出入口) 来年度の計画の案・4月施行の法改正の準備	作業環境測定・特殊健診 来年度の計画の案・4月施行の法改正の準備
行事・キャンペーン	クールワーク 準備期間 WBGT計の点検・体制づくり	クールワーク 実施期間(7月は重点取組期間)	全国安全週間 準備期間 6月1～30日	全国安全週間 7月1～7日		全国労働衛生週間 準備期間 9月1～30日	全国労働衛生週間 10月1～7日	過労死等防止啓発月間 法律で11月と決まっている	年末年始無災害運動(12月1日～1月15日(例年))			
統計・法改正	2027/4/1施行 個人事業者への義務	前年の労働災害 確定値の公表(令和7年分は5月27日)								2027/1/1施行 個人事業者の災害報告		
委員会の議題の案	年間計画の確定・新人教育の計画・熱中症の体制の見直し	前年の労災の確定値と自社の比較・夏の熱中症の準備	全国安全週間の準備(安全パトロールの計画)・健診の段取り	熱中症の発生と対策の確かめ・休業4日未満の報告の確認	夏季休暇の前後の災害防止・健診結果の有所見者の措置	全国労働衛生週間の準備(総点検の項目決め)	メンタルヘルス(ストレスチェックの実施計画)・衛生週間の振り返り	過重労働の点検(過労死等防止啓発月間)・冬の転倒と一酸化炭素の準備	年末年始無災害運動・大掃除の作業の危険の洗い出し	冬の転倒の発生の確かめ・来年度の計画の骨子	リスクアセスメントの結果の振り返り・4月施行の法改正の確かめ	年間計画の評価と来年度の計画の案・異動者と新人の教育の準備
自社の予定(書き込み)												

色: 義務(法令)　努力義務　国・中災防の行事(推奨)　参考(統計など)

「(例)」の行は法令で月が決まっていない(1年以内ごと・6月以内ごと)。自社で決めた月に置き換えて使う。対象:全事業場/常時50人以上/該当する業務・機械のある職場で異なる。

出典:e-Gov 法令検索(労働安全衛生法・同規則・有機則・特化則・粉じん則・クレーン則・労働保険徴収法・過労死等防止対策推進法)、厚生労働省(全国安全週間・全国労働衛生週間・労働災害発生状況・改正安衛法の概要・施行期日の政令)、労働局(クールワーク・年末年始無災害運動)。

最終的な判断は所轄の労働基準監督署へ。最新版と根拠の条文:https://anzen-zukan.jp/anzen-eisei-nenkan-calendar/ (安全衛生ずかん)

安全衛生ずかん anzen-zukan.jp|印刷・社内配布 自由(書き換えも可。販売・ほかのサイトへの転載はご遠慮ください)

決まった間隔でやること・法改正の年表・根拠の条文

印刷・社内配布 自由

決まった間隔でやること

間隔	やること	中身	対象	根拠
毎週	衛生管理者の職場巡視	少なくとも毎週1回	50人以上	安衛則 第11条
毎月	安全委員会・衛生委員会	毎月1回以上。議事の記録は3年保存	50人以上	安衛則 第23条
毎月	産業医の職場巡視	少なくとも毎月1回(条件つきで2か月に1回)	50人以上	安衛則 第15条
毎月	フォークリフト・クレーンの月次の自主検査	1月を超えない期間ごとに1回	該当する職場	安衛則 第151条の21・第151条の22・第151条の24
6か月	特定業務従事者の健診・有機溶剤などの特殊健診	6月以内ごとに1回	該当する職場	有機則 第28条・第29条
6か月	作業環境測定(有機溶剤・特定化学物質・粉じん)	6月以内ごとに1回	該当する職場	特化則 第36条
1年	定期健康診断	1年以内ごとに1回。50人以上は結果を報告	全事業場	安衛則 第44条
1年	ストレスチェック	1年以内ごとに1回。50人以上は結果を報告	50人以上	安衛則 第52条の9
1年	フォークリフトの特定自主検査・クレーンの年次の自主検査	1年以内ごとに1回	該当する職場	クレーン則 第34条・第35条
四半期	死傷病報告(休業4日未満)	1〜3月分は4月末まで、のように翌月末	全事業場	安衛則 第97条
そのつど	死傷病報告(休業4日以上・死亡)	遅滞なく・電子申請	全事業場	安衛則 第97条

法改正の年表(施行日)

- 2025年6月1日　熱中症の報告体制と手順が義務に(施行済み)
- 2026年1月1日　機械の検査業者などの不正への対処・欠格要件の強化(施行済み)
- 2026年4月1日　高年齢者の労働災害防止が努力義務に(指針の公表)(施行済み)
- 2026年10月1日　個人ばく露測定が作業環境測定の一つに(施行済み)
- 2027年1月1日　個人事業者等の業務上の災害を監督署へ報告する制度(これから)
- 2027年4月1日　個人事業者等自身への義務・混在する作業場所を管理する者の連絡調整(これから)
- 2028年4月1日　ストレスチェックが50人未満の事業場でも義務に(これから)
- 2030年4月1日　化学物質の危険性・有害性の通知の義務違反に罰則(これから)

毎月の委員会の議題の案(筆者の案。法令ではない)

- 4月　年間計画の確定・新人教育の計画・熱中症の体制の見直し
- 5月　前年の労災の確定値と自社の比較・夏の熱中症の準備
- 6月　全国安全週間の準備(安全パトロールの計画)・健診の段取り
- 7月　熱中症の発生と対策の確かめ・休業4日未満の報告の確認
- 8月　夏季休暇の前後の災害防止・健診結果の有所見者の措置
- 9月　全国労働衛生週間の準備(総点検の項目決め)
- 10月　メンタルヘルス(ストレスチェックの実施計画)・衛生週間の振り返り
- 11月　過重労働の点検(過労死等防止啓発月間)・冬の転倒と一酸化炭素の準備
- 12月　年末年始無災害運動・大掃除の作業の危険の洗い出し
- 1月　冬の転倒の発生の確かめ・来年度の計画の骨子
- 2月　リスクアセスメントの結果の振り返り・4月施行の法改正の確かめ
- 3月　年間計画の評価と来年度の計画の案・異動者と新人の教育の準備

根拠・出典(2026年11月8日に確認)

- 労働安全衛生規則 第97条(労働者死傷病報告。休業4日未満は四半期ごと・翌月末まで)
- 労働保険徴収法 第19条(確定保険料の申告。6月1日から40日以内=年度更新)
- 令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(準備期間4月・実施期間5〜9月・重点取組期…
- 令和8年度「全国安全週間」を7月に実施(厚生労働省 2026-03-27)
- 令和8年度「全国労働衛生週間」を10月に実施(厚生労働省 2026-07-31。毎年9月1〜30日…
- 過労死等防止対策推進法 第5条(11月は過労死等防止啓発月間)
- 年末年始無災害運動(中央労働災害防止協会が主唱。令和7年度は12月1日〜翌1月15日。千葉労働局)
- 令和7年の労働災害発生状況を公表(厚生労働省 2026-05-27)
- 労働安全衛生規則 第21条・第22条(委員会で安全衛生に関する計画の作成・評価・改善を調べ審議する)
- 労働安全衛生規則 第35条(雇入れ時・作業内容変更時の教育)
- 労働安全衛生規則 第612条の2(熱中症の報告体制と悪化を防ぐ手順を作り、周知する)
- 労働安全衛生規則 第44条(定期健康診断 1年以内ごとに1回)
- 労働安全衛生規則 第52条(定期健診の結果報告。常時50人以上・遅滞なく・電子申請)
- 労働安全衛生規則 第52条の9(ストレスチェック 1年以内ごとに1回)
- 労働安全衛生規則 第52条の21(ストレスチェックの結果報告。常時50人以上・1年以内ごとに1回)
- 有機溶剤中毒予防規則 第28条・第29条(作業環境測定と特殊健診 6月以内ごとに1回)
- 労働安全衛生規則 第11条(衛生管理者の巡視 毎週1回)
- 労働安全衛生規則 第23条(委員会は毎月1回以上・議事の記録を3年保存)
- 労働安全衛生規則 第15条(産業医の巡視 毎月1回。条件つきで2か月に1回)
- 労働安全衛生規則 第151条の21・第151条の22・第151条の24(フォークリフトの年次=特定…
- 特定化学物質障害予防規則 第36条(作業環境測定 6月以内ごとに1回)
- クレーン等安全規則 第34条・第35条(クレーンの年次・月次の自主検査)
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)の概要(厚生労働省)
- 労働安全衛生法 第62条の2(高年齢者の労働災害防止の措置。努力義務)